

市民活動保険の対象者

- 下関市内に拠点を置く、①～③の団体の活動に携わる方（イベント等に単に参加された方を含まない）
 - ① 市民活動団体（特定非営利活動法人等を含む）
 - ② 自治会（連合自治会、自治連合会を含む）
 - ③ まちづくり協議会
-
- 市が行う事業に無報酬(実費弁償相当額は可)で携わる方（市が出資した法人又はこれに準ずる団体が行う事業を含む）

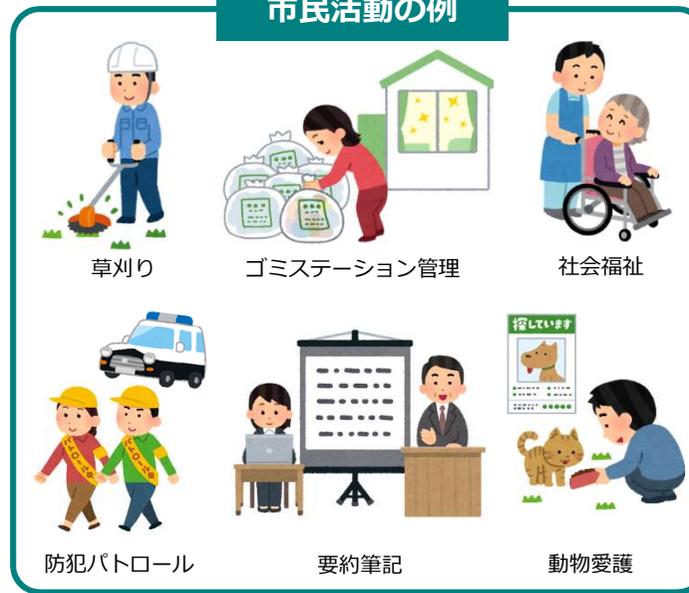
対象とならない活動の例

- 政治及び宗教活動
 - ・ 特定の候補者を支援する活動
 - ・ 特定の宗教を布教する活動
- 営利を目的とした活動
- 企業によるCSR活動
 - ・ 企業のPRに繋がる社会貢献活動(清掃等)
- 自己のために行う活動
- 公務災害補償の対象となる活動
 - ・ 民生委員が公務として携わる活動
- 学校管理下の活動
 - ・ PTA活動等
- 親睦を図るための活動
 - ・ 町内会の旅行、市外への研修視察等の活動
 - ・ 会員のみで行う自主グループ活動
- 危険度の高い活動
 - ・ 山岳又は海難救助ボランティア活動
 - ・ 災害救助ボランティア等の緊急時における活動
 - ・ 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
 - ・ 野焼き又は山焼きを行うボランティア活動

市民活動保険

下関市では市民活動^(※)に携わる方を支援するための市民活動保険を準備しています。

市民活動の例



※ 市民活動とは？

自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)別表に掲げる活動又は地縁に基づき地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。(下関市市民協働参画条例第2条第3号)



下関市竹崎町四丁目4番2号 ヴェルタワー下関2階

☎ : 083-231-1826 Fax : 083-232-1881

email : info@fukusapo.net

<作成：下関市市民部まちづくり政策課>

保険の申し込みはどうしたらいいですか？

- 事前の申し込みは不要としておりますので、事故発生後、必要書類を準備いただき、事故報告書をしものせき市民活動センター(ふくふくサポートフラップ)へご提出ください。

- 事故報告書の作成に当たっては、

対象とならない活動の例

対象となる活動の例 対象とならない事故

を併せてご確認ください。

- 事故報告書の様式は、しものせき市民活動センター、しものせき市民活動センターホームページに準備しています。

URL: <http://fukusapo.net/>

の **市民活動登録団体** ACTIVITY

市民活動事故報告書ダウンロード

からダウンロードしてください。

事故報告に必要な書類

- 事故報告書
- 団体の会則、規約等
- 団体の普段の事業が分かる資料
- 事故が発生した活動が、団体があらかじめ予定していた活動であることが分かる資料
- 事故が発生した場所が分かる資料
- 事故の発生状況が分かる資料
- 当日の指導者及び参加者が分かる名簿
(以下は賠償事故の場合に必要です)
- 見積書、写真等の被害状況が分かる資料

(令和6年4月改訂)

対象となる活動の例

● 地域社会活動

自治会活動（役員会、総会、研修会、市報や会報等の回覧、掲示板への印刷物等の掲示、運動会、盆踊り等の祭事、募金活動など）、防犯活動（子どもの見守りなど）、防火又は防災活動（火災予防運動、防災訓練など）、交通安全運動（街頭指導、安全旗の設置など）、清掃活動（道路、河川、公園、排水溝その他公共施設の清掃、草刈りなど）、環境衛生活動（資源ごみの回収、リサイクル活動、ごみステーションの管理、害虫の防除や駆除など）、健康増進活動（住民健診の補助、献血奨励、健康体操など）及びこれらのための準備活動

● 青少年健全育成活動

子ども会活動、ボーイスカウト又はガールスカウトの活動、地域の青年会等の指導又は育成活動、家庭や地域における文庫活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらのための準備活動

● 社会福祉又は社会奉仕活動

社会福祉施設援護活動（建物の修理や植栽等の手入れ、施設の清掃、リハビリテーション訓練の支援、行事等の支援、習い事の指導、慰問、理美容やマッサージ等の提供、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス、手話など）、在宅高齢者や在宅身体障害者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、就労や社会復帰のための援護等の活動及びこれらのための準備活動

● 社会教育活動

スポーツ又はレクリエーション活動（危険度の低いスポーツ、キャンプやハイキングなどのレクリエーション、健康体操など）、文化活動（講習会や研修会、伝統文化や地域文化の伝承や振興、芸術の振興、美術館や博物館等のボランティアなど）等の活動及びこれらのための準備活動

対象とならない事故

● 賠償事故のうち、以下の(1)～(8)の事故

- (1) 賠償補償対象者の故意による事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害による事故
- (4) 日本国外の裁判所において提訴された損害賠償請求訴訟に係る事故
- (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故
- (6) 施設の新築、改築、修理、取り壊し等の工事に起因する事故
- (7) 航空機、昇降機、自動車又は施設外における船舶若しくは車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く。）若しくは動物の所有、使用、管理に起因する事故
- (8) チェーンソーの使用による事故

● 傷害事故のうち、以下の(1)～(10)の事故

- (1) 傷害補償対象者の故意、重大な過失若しくは法令違反又は飲酒、薬物等の使用による事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害による事故
- (4) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- (5) 傷害補償対象者の無資格運転、酒酔い運転等での自動車等による事故
- (6) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故
- (7) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療措置による事故
- (8) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故（ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合には、この限りではない。）
- (9) 頸部症候群（むちうち症）又は腰痛で他覚症状のないもの
- (10) 熱中症、虫によるかぶれ、細菌性食中毒等のうち、市民活動の実施との因果関係が不明なもの

補償金の種類・補償金額（支払限度額）

● 賠償事故（相手方にケガ・損害を負わせた）

補償金の種類	補償金支払限度額	自己負担額
身体補償	・ 1人当たり限度額 6,000万円 ・ 1事故当たり限度額 3億円 ・ 期間中限度額 3億円	5,000円
財物賠償	・ 1事故当たり限度額 300万円 ・ 期間中限度額 300万円	5,000円
受託物賠償	・ 1事故当たり限度額 300万円 ・ 期間中限度額 300万円	5,000円

● 傷害事故（市民活動に携わる方が負傷した）

補償金の種類	支給事由	補償金額 1人当たり
死亡補償金	傷害補償対象者が、傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	300万円
後遺障害補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合（その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合）	後遺障害の程度により、死亡補償金の4%～100%に相当する額
入院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務機能に支障をきたしたため、入院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限る。）	入院1日につき3,000円
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務機能に支障をきたしたため、通院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。）	通院1日につき2,000円

内容によっては補償の対象とならないことがあります。

（令和6年4月改訂）